

船介第1575号  
平成25年9月5日

指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様  
指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長

通所介護及び通所リハビリテーション事業所の定員超過に関する不適切事例について（通知）

（介護予防）通所介護及び（介護予防）通所リハビリテーションにおいて下記1のような不適切な運営をしている事業所が複数確認されています。

下記2の①及び②の条例に、やむを得ない事情がある場合を除き、事業者は利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない旨の規定があるため、このような運営については、指定取消を含む処分の検討対象となりますので、下記を参照の上、適正に取り扱うようお願いいたします。

記

### 1. 不適切な運営事例

- 利用定員は月平均で定員超過をしなければ運営基準違反にならないと考えていた。  
→利用定員は一単位あたりで定められているため、月平均で定員超過にならなくても単位ごとに定員超過をすることは基準違反となり認められません。
- 定員超過による減算を行うべきところ、減算せず請求していた。  
→定員超過による減算は、下記③④の基準により3割の減算となります。
- 事業所の都合であっても「やむを得ない事情」に該当すると考えていた。  
→「やむを得ない事情」とは、災害や虐待等の保護のための緊急利用等の場合です。単に利用者の利用希望日が重なることや、急に退院が決まった場合などは含まれません。

### 2. 条例等

- ①「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」  
通所介護…第109条  
通所リハビリテーション…第146条において準用する第109条
  - ②「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」  
介護予防通所介護…第104条  
介護予防通所リハビリテーション…第124条において準用する第104条
  - ③指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
  - ④指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ※①②については、船橋市ホームページ、③④については厚生労働省ホームページにて閲覧できます。

問い合わせ先  
船橋市福祉サービス部  
介護保険課 TEL 047-436-2782